

○半田市道路占用料条例

昭和四十四年十二月二十二日

条例第三十三号

改正 昭和四五年八月一日条例第二六号

昭和五一年一二月二四日条例第五五号

昭和五七年三月三〇日条例第二三号

昭和六〇年六月二五日条例第二二号

昭和六一年三月三十一日条例第一三号

昭和六二年九月二五日条例第三四号

平成三年一二月二五日条例第六〇号

平成六年三月二九日条例第一九号

平成九年三月二五日条例第一五号

平成九年一二月二四日条例第四四号

平成一二年三月三十一日条例第二七号

平成一二年六月二八日条例第四〇号

平成一九年九月二八日条例第一九号

平成二二年一二月二四日条例第三八号

平成二五年三月二七日条例第一五号

平成二五年一二月二五日条例第二五号

平成二八年三月二八日条例第一九号

平成二九年三月二七日条例第一一号

平成三一年三月二八日条例第一三号

令和四年三月三〇日条例第一〇号

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十九条第一項及び第七十三条第二項の規定により、市が徴収する占用料及び延滞金について定めるものとする。

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第

三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。) 第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、入札により占用料の額を定めることができる。この場合において、法第三十九条の二第五項に規定する占用料の額の最低額は、別表占用料の欄に定める金額に、市長が定める期間を乗じて得た額又は市長が別に定める額とする。

3 市長は、次の各号に掲げる占有物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において占用料を減免することができる。

一 法第三十五条に規定する事業(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第十九条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

二 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管

三 占有物件たる電柱を支えている支柱及び支線

四 街灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの

五 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の規定に基づいて設ける水管(第一号に該当するものを除く。)

六 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス事業者が設けるガス管

七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

八 公共の用に供する通路及び側溝、路端又は法面に鉄板、板等を常置する軽易な通路

九 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板
その他の物件

十 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅
客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所（第一号に該当するものを除く。）

十一 前各号に掲げるもののほか、第一項に規定する額の占用料を徴収することが著しく
不相当であると認められる占用物件で、市長が定めるもの

（占用料の徴収方法）

第三条 占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三
十五条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は同意をし
た日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若
しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定に
より協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開
始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を
開始した日））から一月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の
期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は毎年度、当該年度分を
四月三十日までに徴収する。

（占用料の返還）

第四条 前条の占用料で既に納めたものは返還しない。ただし、市長が法第七十一条第二項
の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該
占用の許可の日から当該占用の許可の取り消しの日までの期間につき算出した占用料の
額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

（延滞金）

第五条 法第七十三条第二項の規定により、市が徴収することができる延滞金は、当該督促
に係る占用料の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限
の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ、占用料の額に、年一〇・七五パーセント
の割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があ
つたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、そ
の納付のあつた占用料の額を控除した額による。

2 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは徴収しない。

（年当りの割合の基礎となる日数）

第六条 前条第一項の延滞金の計算につき年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、

三百六十五日当りの割合とする。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(半田市道路占用条例の廃止)

2 半田市道路占用条例（昭和三十六年半田市条例第二十号）は、廃止する。

附 則（昭和四五年八月一日条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年一月二四日条例第五五号）

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年三月三〇日条例第二三号）

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二五日条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年三月三一日条例第一三号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年九月二五日条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年一月二五日条例第六〇号）

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に施行日以後の占用又は使用について許可を受けた者からは、この条例による改正前の規定にかかわらず、施行日前においても、この条例による改正後の占用料又は使用料を徴収する。

附 則（平成六年三月二九日条例第一九号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二五日条例第一五号）

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の半田市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後にその占用を許可するものについて適用し、同日前に占用を許可したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成九年一二月二四日条例第四四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十年四月一日前に道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可を受け、又は同法第三十五条の規定により協議が成立したことにより道路を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件に係る平成十年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該占有物件に係る平成九年度の占用料の額（当該占有物件に係る平成十年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成九年度の占有の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件に係る平成十年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る平成九年度の占有の期間として改正前の第二条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る占用料の額）に平成九年四月一日から平成十年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）とする。

一 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第九項に規定するガス事業者（同条第七項に規定する大口ガス事業者を除く。）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者 改正後の第二条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る平成十年度以後の各年度の占用料の額

（以下「新占用料額」という。）を当該占有者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額を当該占有者の事業所ごとに合計した額を超える場合

二 その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合

附 則 (平成一二年三月三十一日条例第二七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二八日条例第四〇号)

この条例は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日条例第一九号）

この条例は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二四日条例第三八号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二七日条例第一五号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月二五日条例第二五号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の半田市使用料条例の規定、第二条の規定による改正後の半田市総合型地域スポーツクラブハウス条例の規定、第三条の規定による改正後の半田市道路占用料条例の規定、第四条の規定による改正後の半田市水路等の管理に関する条例の規定、第五条の規定による改正後の半田市都市公園条例の規定及び第七条の規定による改正後の半田市水道事業給水条例第八条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納入通知書を発するもの（納入通知書を発しないものにあつては、料金を領収するもの）について適用し、施行日前に納入通知書を発したもの（納入通知書を発しないものにあつては、料金を領収したもの）については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月二八日条例第一九号）
（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に施行日以後の占用又は使用について許可を受けた者からは、この条例による改正前の規定にかかわらず、施行日前においても、この条例による改正後の占用料又は使用料を徴収する。

附 則（平成二九年三月二七日条例第一一号）
この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二八日条例第一三号）
（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表備考の七、第

二条中別表備考の七及び第三条中別表備考の二の改正規定（以下「消費税に関連する改正規定」という。）は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成三十一年四月一日前に道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け、若しくは法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可を受け、若しくは同法第二十一条の規定により協議が成立したことにより道路又は道路予定区域を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路又は道路予定区域を占有する場合の当該占有物件、平成三十一年四月一日前に改正前の半田市水路等の管理に関する条例第四条の規定により許可を受けたことにより水路等を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件及び平成三十一年四月一日前に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項又は第三項の規定により許可を受けたことにより都市公園を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該都市公園を占有する場合の当該占有物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占有料又は使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件又は使用物件に係る平成三十年度の占有料又は使用料の額（当該占有物件又は使用物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占有又は使用の期間に相当する期間と当該占有物件又は使用物件に係る平成三十年度の占有又は使用の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件又は使用物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占有又は使用の期間に相当する期間を当該占有物件又は使用物件に係る平成三十年度の占有又は使用の期間として改正前の半田市道路占有料条例第二条、別表の規定、改正前の半田市水路等の管理に関する条例第九条、第十条、別表の規定、改正前の半田市都市公園条例第十一条第一項及び別表の規定により算出した当該占有物件又は使用物件に係る占有料又は使用料の額）に平成三十年四月一日から平成三十一年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・二のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占有料額又は調整使用料額」という。）とする。
 - 一 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通

信事業者 改正後の半田市道路占用料条例第二条、別表の規定、改正後の半田市水路等の管理に関する条例第九条、第十条、別表の規定、改正後の半田市都市公園条例第十一条第一項及び別表の規定により算出した当該占用物件又は使用物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占用料又は使用料の額(以下「新占用料額又は新使用料額」という。)を当該占用者又は使用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額又は調整使用料額を当該占用者又は使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

二 その他の者 新占用料額又は新使用料額が調整占用料額又は調整使用料額を超える場合

3 消費税に関連する改正規定は、平成三十一年十月一日以後に納入通知書を発するものについて適用し、同日前に納入通知書を発したものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三〇日条例第一〇号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

別表 (第二条関係)

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物	第一種電柱	一本につき一年	九五〇円
	第二種電柱		一、五〇〇円
	第三種電柱		二、〇〇〇円
	第一種電話柱		八五〇円
	第二種電話柱		一、四〇〇円
	第三種電話柱		一、九〇〇円
	その他の柱類		八五円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートル	九円
	地下電線その他地下に設ける線類	につき一年	五円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八三〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	五一〇円
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	一個につき一年	一、七〇〇円

	郵便差出箱			七二〇円	
	広告塔		表示面積一平方メートルにつき一年	二、四〇〇円	
	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一年	一、七〇〇円	
法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件	外径〇・〇七メートル未満のもの		長さ一メートル につき一年	三六円	
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			五一円	
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			七七円	
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの			一〇〇円	
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			一五〇円	
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			二〇〇円	
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの			三六〇円	
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル未満のもの			五一〇円	
	外径一メートル以上のもの			一、〇〇〇円	
	法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設	自動運行 補助施設		法第二条第二 項第五号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設け るもの その他のもの

		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	一本につき一年	一、四〇〇円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	八五〇円
		地下に設けるもの		五一〇円
	その他のもの			一、七〇〇円
法第三十二条 第一項第四号 に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一年	一、七〇〇円
法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積一平方メートルにつき一年	一、二〇〇円
	地下に設ける通路			七一〇円
	その他のもの			一、七〇〇円
法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	二四円
	その他のもの			占用面積一平方メートルにつき一月
令第七条第一 号に掲げる物 件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一月	二四〇円
		その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一年
	標識		一本につき一年	一、四〇〇円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二四円
		その他のもの	一本につき一月	二四〇円

	幕（令第七 条第四号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。）	祭礼、縁日等に際し、一時 的に設けるもの	その占有面積一 平方メートルに つき一日	二四円
		その他のもの	その占有面積一 平方メートルに つき一月	二四〇円
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	二、四〇〇円
		その他のもの		一、二〇〇円
令第七条第二 号に掲げる施 設			占有面積一平方 メートルにつき 一年	一、七〇〇円
令第七条第三 号に掲げる施 設			占有面積一平方 メートルにつき 一年	近傍類似の土地の 価格に〇・〇三三 を乗じて得た額
令第七条第四 号に掲げる工 事用施設及び 同条第五号に 掲げる工事用 材料			占有面積一平方 メートルにつき 一月	二四〇円

備考

- 一 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三
条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同
じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持する
ものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 二 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する
柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を
設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第
二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱と
は、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 五 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さは一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。
- 六 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。
- 七 占用の期間が一月未満の占用についての占用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。